

三浦海岸海水浴場再生支援業務委託仕様書

1 業務名称 三浦海岸海水浴場再生支援業務

2 業務場所 三浦市役所もてなし課事務室、その他業務遂行に必要な場所

3 業務目的

本業務は、令和5年度まで地域団体により設置・運営されてきた三浦海岸海水浴場を令和7年度から公設化し、より魅力ある海水浴場に再生させる地方創生事業「三浦海岸海水浴場再生事業」について、①その趣旨に賛同する企業を三浦市に仲介・斡旋し、企業版ふるさと納税の寄附受入れまでを支援する「企業版ふるさと納税マッチング支援業務」及び②企業版ふるさと納税を活用した「三浦海岸海水浴場再生事業を活性化させる独自提案による業務」を併せて委託するものである。

4 業務内容

(1) 企業版ふるさと納税マッチング支援業務

本事業に賛同する企業を三浦市に仲介・斡旋し、企業版ふるさと納税の寄附受入れまでを支援する業務

ア 対象事業のPRに係る支援

受託者は、委託者が行う本事業のPRについて、必要な助言などの支援を行う。

イ 寄附見込企業のリスト化

受託者は、本事業を考慮した調査分析を行った上で、働きかけを行う寄附見込企業をリストアップする。寄附見込企業のリストは、委託者と協議を行い、随時対象の加除を行うものとする。リストにない企業からの寄附は、本業務での成果としない。

ウ 寄附見込企業への提案及び紹介

受託者は、寄附見込企業に対して、個別に企業版ふるさと納税制度を活用した事業への寄附を提案し、寄附の意向を確定させる。

受託者は、提案した企業側の意向により、必要がある場合は、委託者に調整状況を共有して、協力を求めることができる。

受託者は、寄附見込企業への提案後、委託者に当該企業名を報告することとする。

エ 寄附企業とのマッチング後のフォローアップ

寄附企業と委託者のマッチング後、寄附の実施に向けた調整が円滑に進むよう、双方への相談対応等のフォローアップを行う。

(2) 三浦海岸海水浴場再生事業を活性化させる独自提案による業務

企業版ふるさと納税を活用し、寄附企業と市との関係性を構築・深化させ、三浦海岸海水浴場再生事業を活性化させる独自提案による業務

5 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

※各業務の実施時期の目安

業務(1) 企業版ふるさと納税マッチング支援業務：令和7年3月31日までの寄附獲得を目指す。ただし、委託金額(成果報酬)が予算の上限に達していない場合は、令和7年度に継続して実施する。

業務(2) 三浦海岸海水浴場再生事業を活性化させる独自提案による業務：令和7年度三浦海岸海水浴場終了(8月末を予定)までの業務実施を必須とするが、令和8年3月31日までの業務実施の提案も可とする。

6 委託金額

- (1) 委託金額の算定は成果報酬型によるものとし、次の計算式で算出した委託料を支払う。

成果報酬型：寄附金額×委託料率（委託料率は整数のみとする）

上記金額には、消費税及び地方消費税を含まない。

- (2) 本業務では次のとおり、成果及び報酬計算式を2段階で設定するものとする。

成果1：本業務を通じて、企業版ふるさと納税が本市に納付されること 報酬計算式：寄附金額×委託料率（A）
--

成果2：本業務を通じて、「三浦海岸海水浴場再生事業を活性化させる独自提案による業務」を実施すること 報酬計算式：寄附金額×委託料率（B）

<注意事項> 成果1が達成されない場合は、成果2にかかる報酬は発生しない。

- (3) 委託料率は、A・Bそれぞれについて、参考見積書によって示すこと。ただし、委託料率の上限は、Aは10%、Bは20%とする。
- (4) 受託者が働きかけを行った寄附見込企業が、本市に対して寄附を行った後、委託者は速やかに受託者にこの旨を伝えるものとする。請求及び支払いの時期は、契約締結時に委託者と受託者が協議の上、決定する。

7 成果物

- (1) 報告書 紙媒体1部、電子媒体1式
- (2) その他関連資料 必要部数（最終的には電子媒体も納品）
- (3) 納入先 三浦市役所もてなし課

8 その他事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、三浦市契約規則によるほか、本仕様書及び別途作成する契約書に基づき施行すること。なお、本仕様書及び契約書に定めのない事項については、委託者と協議の上決定する。
- (2) 本業務の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに委託者と協議を行い、事前に委託者の了解を得た上で業務を遂行する。
- (3) 受託者は寄附額が本市歳入予算額(35,000,000円)を超えることが見込まれる場合には、委託者と別途協議を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることをしてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める時は、市の承認を得た上でその一部を委託することができる。
- (5) 受託者は、寄附を行うことの代償として寄附見込企業に経済的利益を供与するなど、本契約の趣旨に反し又は不正の目的をもって、寄附見込企業の紹介行為を行ってはならない。
- (6) 本仕様書は、公募型プロポーザル実施に向けて作成したものであり、公募型プロポーザルの実施結果を踏まえ、必要に応じて、契約締結時に修正する。